

変更理由書

山梨市

(公共下水道の事業期間及び事業費の変更)

山梨市し尿処理施設は、令和6年度より本体工事に着手しており、掘削工における仮設工法の変更や転石により掘削進捗に遅れが生じたため、事業工程の見直しを行った結果、竣工が令和7年度から令和8年度になり、事業期間の延長が必要になった。

また、本施設は令和5年度に実施設計を行っていたが、人件費及び物価変動等の影響で当初計画より事業費が増加する結果となり、この時点では、本体工事における人件費及び物価変動による影響では軽微な変更で申請を行える範囲であった。

しかし、し尿処理施設整備における事業費の約半分は、し尿等処理を行う重要な機械設備及び電気設備であり、設備工事の大半を機器費が占めることから、機械設備・電気設備の積算を行った結果、さらに物価変動による影響を受け、令和4年の整備計画時より価格が約3割程度高騰しており、総事業費が2割以上の増額になった。

以上の理由により、公共下水道の事業期間及び事業費の変更が必要であることから変更申請を行うもの。